

あすの会

# ニュース・レター

VOL. 10

2002/2/1

## 全国犯罪被害者の会

〒100-8694

東京中央郵便局私書箱1646号

TEL : 03-5319-1773

FAX : 03-5319-1774

MAIL : [higaisya@zeus.netspace.or.jp](mailto:higaisya@zeus.netspace.or.jp)

URL : <http://www3.netspace.or.jp/~higaisya>

VOICE

### あすの会発足2周年を迎えて

代表幹事 岡村 熊

あすの会が発足してから2周年を迎えた。

2年前の2000年1月23日、東京のボランチアセンターで開かれたシンポジウム「犯罪被害者は訴える」は、80人定員のA・B会議室には240人が立錐の余地無く集まつた。次々立って発言する犯罪被害者の発言は、犯罪被害者の悲惨な実状を余すことなく伝え、この熱気のながら犯罪被害者の会(あすの会)が誕生したのである。そして全国の犯罪被害者に、被害者の権利と被害回復制度の確立を目指してともに立ちあがろうと、報道機関を通じて呼びかけたのである。

大きな反響を呼び、専用電話は一日中鳴りつづけた。

会の設立を知った善意の方々から物心両面のご支持を頂いた。事務所を無償で~~ていきょう~~してくださった方、職員を出向させてくださった企業、OA機器の寄付をはじめ便宜を図ってくださった方々、積極的に事務所や行事を手伝ってくださった会員やボランチアの方々、設立前からご指導下さった諸澤英道先生、石原慎太郎東京都知事をはじめとする有志の呼びかけで結成された「犯罪被害者の会を支援するフォーラム」の会員の方々、ロゴマークを作成していただいた山藤章二先生、大勢の方々に支えられて、2周年を迎えることができたのである。

この2年で、犯罪被害者に対する社会の認識は広まり、犯罪被害者保護法、刑事訴訟法および検察審査会法の改正、少年法の改正、犯罪被害者等給付金支給法の改正、ストーカー法の制定、危険運転致死傷罪の新設および行政や司法の対応の改善など、被害者保護の面でも進歩があった。しかしこまだである。被害者が刑事司法の蚊帳の外に置かれ、参考人、証人としての協力義務だけを負わされている現状にかわりはなく、犯給法の改正によって支給額と支給範囲が拡大したといつても、加害者が刑務所から出所しているというのに、障害で苦しみ僅かの生活保護にたよって生きている被害者の現実は変わっていない。

前号の巻頭言に書いたように、司法制度改革審議会の答申は、被害者の権利について具体的な提案はないに一つない。21世紀の司法も被害者の味方ではないようで見える。しかしあきらめるにはまだ早い。この答申の一年前に出された自由民主党司法制度調査会の報告は、「犯罪被害者への配慮」という項目をたてた上で、司法は、犯罪の被害者やその遺族の心情に適切に配慮した上で、手続きを進めなければならないのに、我が国の刑事司法は、被害者や遺族は起訴状の送達や公判期日の通知もなく、自ら刑事裁判に関わる手立てがほとんど与えられてこなかったと反省し、「これらの者に対し、訴訟手続内でしかるべき地位があたえらるよう、更なる検討が進められるべきである。」とし「犯罪による被害の早期かつ十分な回復を図るために措置についても、付帯私訴制度も含め、幅広い視点から、具体的検討がなされる必要がある」と結んでいる。

政権与党がわれわれの味方をしているのである。被害者の権利と被害回復制度の実現を強力に推進していこう。

## 目 次

VOICE あすの会発足2周年を迎えて	.....	(1)
法律豆知識④	.....	(2)
第3回シンポジウム・総会	.....	(3) ~ (7)
決議文(提出版)	.....	(8) ~ (9)
規約(改正後)	.....	(10) ~ (11)
会員の声	.....	(12) ~ (13)
活動報告	.....	(14)
関東／関西集会のお知らせ	.....	(15) ~ (16)
法廷付添／無料法律相談／運営の基本・会計／あとがき	.....	(17)

## 法律豆知識④

### 『公訴について』

わが國の刑事訴訟法は、「公訴は検察官がこれを行う」(247条)と定めております。これは、國家機関である検察官に刑事事件の訴追を行わせ、私人による訴追を許さないものです。これを国家訴追主義といいます。歴史的には、私人による訴追の建前(私人訴追主義)がありましたし、イギリスでは、今日でも、私人訴追が認められています。わが國の法律は、國家機関の中でも原則として、検察官に限って公訴を認めていますので、とくに起訴独占主義といいます。起訴独占主義の唯一の例外は、公務員の職権濫用等の罪について不起訴処分になったときの準起訴(付審判)手続です。この場合には、裁判所の指定した弁護士が検事の役割を行う等の規定があります。

さらに、刑訴法は、「犯罪の嫌疑があり訴訟条件が備わっていても、犯人の性格・境遇・犯罪の輕重・情状・犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」(248条)としています。すなわち、検察官は、起訴するかどうかの裁量権をもっているのです。このような諸事情を考慮して被疑者を起訴しない処置を、起訴猶予処分といいます。検察官に起訴猶予処分をする権限を与えているこのような建前を起訴便宜主義と呼びます。その反対は起訴法定主義です。

しかし、検察官の起訴不起訴の判断は、現実に、常に適正であるとは限りません。そこで起訴便宜主義や起訴猶予処分の弊害を防止するため次の二つの制度があります。

- ① 処分の通知義務・・・告訴等のあった事件について、起訴・不起訴等の処分をしたときは、検察官はその旨を告訴人に通知しなければならない。(260条)  
不起訴処分のときは、告訴人から請求があれば理由を示さねばならない。  
(261条)
- ② 検察審査会・・・不起訴処分に不服のある告訴人等は、その処分の当否について検察審査会に審査の申立することができます。検察審査会で処分不当の議決をしたときは、検事正はそれを参考にしなければなりません。

以上のように、わが國の法律では検察官の権力は絶大です。そのため、犯罪者の訴追において、被害者の願いや気持ちが、くみ取られているとは限りません。犯罪被害者の会は、この点のは正に向けて頑張っています。法律改正を要するものはそのための運動を広め、運用で解決できるものは交渉を重ねています。犯罪被害者の願いや気持ちが、犯罪者の訴追に反映するよう努めることが大切です。

## 第3回 犯罪被害者の会シンポジウム・総会

去る2001年11月18日午前10時、東京・有楽町の日比谷三井ビル8階ホールにおいて、シンポジウム「犯罪被害者は訴える」が、300名近い方々の参加により、盛大に開催された。今回のテーマは「被害者のための正義をめざして—刑事司法は誰のためにあるのかー」でした。

宮園幹事の開会宣言の後、岡村代表幹事が開催にあたっての挨拶と関係協力者に対する謝辞を述べた。

来賓として「犯罪被害者の会を支援するフォーラム」の高橋宏さん（郵船航空サービス株式会社会長、如水会副理事長）および山本千里さん（如水会事務局長）が出席していました。高橋宏さんから、「支援するフォーラムは、岡村さんの書いた『犯罪被害者の地獄絵』（文藝春秋7月号）に大いに感銘を受けた石原慎太郎が、大学の同級生である私に結成を提案し、如水会理事長である奥田碩（トヨタ自動車会長、日経連会長）、樋口広太郎さん（アサヒビール会長）、瀬戸内寂聴さんと石原慎太郎が発起人として、支援するフォーラムを結成しました。発起人会には、約300人の日本の政界、財界、一般言論界の有志の人たちが入ってくれました。及ばずながら、私どもも全力を挙げて皆さんとともにこの運動を支援し、日本に本当の意味で正義と希望が戻ってくるような社会にしたい。」との、引き続き物心両面で犯罪被害者の会を支援するとの心強い祝辞を頂戴した。

続いて石原慎太郎東京都知事より送られたメッセージ（下記）を猪野京子さんが朗読して、出席者に深い感銘を与えた。

### 犯罪被害者の会第三回シンポジウム開催へのメッセージ

犯罪被害者の会第三回シンポジウムの開催、心よりお慶び申し上げます。

犯罪被害者の会の設立発足は、まさに、パンドラの箱を開けたといえます。

人権の尊重は、自由社会の存立に不可欠なものです。その人権に関する肥大しすぎた観念の横行が、犯罪における加害者と被害者の立場の倒錯をもたらしてしまったといって、過言ではありませんまい。

そうした被害者加害者の立場の転倒、倒錯は、結果として、目に見えにくい、しかし、新しい社会悪ともいえる歴然たる不平等を生んできたのです。

その是正は、単に犯罪被害者という限られた人たちの立場を守るためだけではなく、実は何が正しく、何が間違っているかという、国家社会の健全な維持のため、不可欠な良識の育成と発展のために重要な契機であります。

このシンポジウムが、国民が気づきにくいほど、実は巨きな歪みを生じてきている日本の社会を、正常化し、健全な発展に導いていくための大きな道標とならんことを期待して止みません。

平成13年11月18日

東京都知事 石原 慎太郎

今度のシンポジウム・総会の開催については、多くの方のご支援をいただいた。ご好意により会場を提供してくださった三井不動産の方々は、前日の土曜日から休日返上で設営、前夜祭の準備、当日の警備などご協力をいただいた。また、日新学園の学生、弁護士、ボランティアの方56名が、駅からの道案内から始まり、受付、その他の役割をこなしていました。このような善意の方々に支えられて、シンポジウム・総会は成功に終わったのです。また、財団法人俱進会から多額の助成金をいただいたことにも感謝申し上げます。

## シンポジウム・午前の部

犯罪被害者となった5組8人の方から、次に記すように、被害者の知る権利の確立の必要性、被害者への事件後のフォローの必要性、報道被害等の二次被害の防止、捜査協力・裁判等の費用の国負担などの体験報告があった。

### 中村聖志さん

1999年12月、当時小学校2年生のお子さんが、放課後に京都市の日野小学校の校庭で友人と遊んでいるところへ侵入して来た男に首などを数ヶ所を包丁で刺殺された。

中村さんは、犯罪被害者の「知る権利」が認められていない現状、この事件の事実を知ることが加害者の人権の過剰擁護により障害となっている現状を訴えた。

容疑者は、警察の任意同行を振り切り高層マンションの屋上から飛び降り自殺した。被疑者死亡による不起訴処分が、中村さんたちの事実を知る機会を奪ってしまった。

検察庁との粘り強い交渉により、損害賠償請求権の行使又はその検討のために必要と認められる範囲内、開示された内容をマスコミなど第3者に公表しないという条件で捜査資料の開示を受けることができた。

しかし、実際に目にすることが出来たのは、犯人が書き残した手紙、メモの一部、実況検分調書の一部のみであり、関係者の調書など、事件の背景に繋がる資料は見ることが出来なかつた。

検察庁が捜査記録を開示しない理由の一つが、加害者およびその関係者の名誉や生活の平穀を侵害しないことだということだが、「本来守られなければならないのは、眞面目に生活する人々であり、犯罪の被害者だ。捜査で知りえたことは全て漏らさず、国民の前に提供するのが筋だ。」と訴えた。

### 酒井肇さんら二人

2001年6月、大阪の池田小学校で授業中に前科11犯、精神科に入退院を繰り返していた男が侵入して、当時小学校1年生ら8人を出刃包丁で刺して殺害し、多く児童に重軽傷を負わせた。

子どもたちの元気な姿を撮影したビデオを上映し、お子さんの命が奪われた悲しみを語った。

学校の安全対策の不備、教師の対応の悪さ、警察から救急車要請の遅れ、場当たり的な救護活動が、被害を拡大した。

さらに、子どもたちが何処に搬送されたかの情報が得られなかつたこと、被害者の心情を無視した取材攻勢が行われたこと、十分な説明がなく、親の同意も取らずに司法解剖が実施されたこと、「腹部からあごの下まで切開され、そこを粗く縫った跡が目に入り、とて

も痛々しく見えました。おかげで、立派に育ってくれた子どもの体を見ることが出来ないまま、子どもは死になってしまいました。」と心の傷をさらに深める二次被害にあった。

そんな中でも、被害者支援の方々が、マスコミ対策、飛び出してきた家の戸締りなどを行い、暖かい言葉をかけていただいたことに感謝し、今後の被害者支援体制のさらなる充実を期待すると述べた。

また、先生方は本業である教育に専念すべきで、学校の安全管理には別途スタッフ機能を充実するなど十分な対策が必要だと訴えた。

#### 松村恒夫さん

1999年11月22日、娘の長女である2歳8ヶ月の孫が、娘の友人女性によって護国寺境内のトイレで命を奪われた。報道機関は、関係があると思われる人のコメントを裏付けも取らずに垂れ流し、また、加害者の方的な、加害者に有利な供述が報道されるとともに、母親（娘）に落ち度があったかのようにも報道され、母親の名誉が傷つけられた。

15回の公判のうち、加害者が10数時間も独断場で勝手なことを供述したり、加害者側には11回が費やされたにも拘わらず、被害者側へは4回しか費やされなかった。加害者の供述への反論の機会もなく、取り扱いの回数（時間）にも公平を欠き、さらには、加害者には国費で弁護士が付けられるが被害者は自費でなければならない、こんな裁判に疑問を抱いた。

そんな中での被害直後の警察の方々からの支援に心から感謝の意を述べられた。

#### 尾立由美子さんら三姉妹

1997年2月、1997年2月8日、父親が雇用していた加害者を注意したところ逆恨みされ、鉄パイプで殴られ、包丁で刺され、死亡した。小さな建設会社を経営して、従業員や家族に大変やさしい方でした。

対応した刑事がポケットに手を突っ込んでいたり、ガムを噛んでいたり、司法解剖の際には解剖室の中から笑い声などが絶えず聞こえてきた。司法解剖が終了した父親の姿は切った後の縫合が、子どもが不器用に縫ったようなかなりひどいものだった。

第1回公判後になって、事件当日に死亡していない（4日後に死亡）こと、犯人が殺意がないと自供していること、救急車の搬送が遅かったことから、起訴内容が殺人罪から傷害致死罪に変わっていたことを初めて知られ、不信感が高まった。「犯人は、鉄パイプを用意し、手が滑らないように包丁にさらしを巻き、わざわざ嘘について自分の部屋に呼び出して襲ったのですから、どうして殺意がなかったと言えるのでしょうか。」と切実に訴えた。

また、犯罪被害者給付金の制度があることも知らされなかった。

警察の対応への憤り、不信感を抱き、もっと被害者の側に立った警察、司法であって欲しいと訴えた。

#### 内村和代さん

1997年2月8日、帰宅したとき刺殺されている夫を発見した。捜査の都合上、家に入ることを禁止され、駆け付けた親戚ともどもホテルに宿泊せざるを得ず、不自由な思いをした。夫の火葬後に骨を拾う時に、手術で使用する鉗子が出てきたので、刑事に言ったが、警察・病院から何の謝罪もなかった。さらに、夫殺害の容疑をかけられたり、加害者が捕まらない現状で、不安な日々を過ごしている。

一方、ホテル宿泊費用、司法解剖の遺体引取り費用、警備用の監視機器の電気代までも負担せざるを得なかった。事件現場の家を処分しようと考えたものの、通常の評価額からは2、3割低い評価と言われ、売るに売れない状況である。このように、被害者は精神的な負担の他に経済的な負担も強いられる。

警察の方の被害者への配慮、国の保障制度などの確立が必要だ。

## シンポジウム・午後の部

最初は、田中健さん、伊佐山ひろ子さん主演による「犯罪被害者終わりなき闘い」（読売テレビ提供）のドラマが上演され、犯罪被害者が刑事裁判から除外されている事実が明らかになった後、パネルディスカッションが行われた。

パネルディスカッションは、諸澤英道（常磐大学学長）のコーディネートにより、渥美東洋（中央大学教授）、垣添誠雄（弁護士）、日垣隆（ジャーナリスト、作家、会員）を招き、岡村勲（代表幹事、弁護士）、本村洋（幹事）も参加して、ディスカッションを行い、会場の参加者との意見交換も行った。

冒頭、諸澤教授から、「今シンポジウムのテーマをやや挑発的に「被害者のための正義をめざして」として背景は、犯罪者の権利を守り、被害者を苦しめる人が何故「人権派」と名乗っているのかという疑問がある。人間としての権利を奪われた人が、被害者であり、その人の権利を回復することなくして、何の正義でしょうか。人の権利を奪った人を保護することが何故正義なんでしょうか。」と問題提起された。

①刑事司法は誰のためにあるのか、②被害者の知る権利はどうなっているのか、③刑事司法に参加する権利はどうなっているのか、④その他という4部構成で、ディスカッションが行えられた。

- 法廷内では、加害者およびその弁護士の席は全部用意されているが、被害者・遺族の席は、傍聴席に数席用意されるのみである。
- 法定内の加害者の発言に、被害者側はその場で反論できない。
- 精神障害者が不起訴扱いになり、被害者の事実を知る機会が奪われている。
- 同様に少年による犯罪についても、加害者保護の陰で、被害者の知る権利が反故にされている。
- 刑事責任を問う基礎を明確にする必要があり、害の程度は、具体的な被害者と加害者の関係を捕まえる必要がある。そのためには、被害者の心の癒しを考慮すること、被害者の発言の機会が必要だ。
- 被害者の経済的負担は、民事裁判で必要な資料が開示可能と言っても量が多く、コピー代が高額にのぼり、弁護士費用も被害者負担である。

などの問題点が出され、捜査記録の閲覧、刑事司法への参加、附帯私訴の必要性、当面の運用、公費弁護士代理人制度の実現、精神障害者の犯罪、長期未解決事件の問題について活発なディスカッションと会場からの意見が数多く出された。

## 総会

シンポジウムに引き続き総会を開催し、冒頭岡村代表幹事から、「会が設立されてから2年にならないが、被害者対策はかなり前進したものの、諸外国に比べるとまだまだ遅れている。とくに司法改革審議会の答申は、加害者については逮捕された時点で国選弁護人が付くようになっているが、被害者の権利について何も具体的に触れていない。このままでは21世紀も被害者は司法制度の蚊帳の外に置かれてしまう。これから1、2年が正念場になるので、被害者の司法参加を認めているドイツ、フランスに来年春に調査団を派遣することとし、さらなる取り組みを行うため、皆さん、一緒に頑張りましょう。」との挨拶があった。

その後、7項目にわたる決議文（別添）、規約の改正（別添）、猪野京子さん、内村和代さん、田村紀久子さん、松村恒夫さんの4人の新幹事の選出を承認していただきました。

## 決議の執行

総会で承認された決議（別添）は、要望書を付して昨年（平成13年）12月27日次のとおり執行した。

同日午後2時、岡村代表幹事、宮園、本村、猪野、内村、松村各幹事及び会員の中村誠志氏が、日本弁護士連合会を訪れ、久保井会長に対し決議文をお渡しして決議内容の実現について協力を求めた。「被害者にも公費による代理人を付けて欲しい。」と希望したが、久保井会長は、「弁護士会には資金がないので、それ以外で協力したい。」というお話をあった。「加害者には当番弁護士制度があるのに、どうして被害者には弁護士会が資金を出さないのか。弁護士は加害者から当番弁護士の報酬の回収はできないのか。」という質問が幹事から出された。

同日午後3時、法務省に森山法務大臣を訪問して同様に決議文をお渡した。法務大臣は、この決議を真剣に受け止められ、「被害者の方のお気持ちちはよく分かります。決議の中には、すぐできるもの、時間のかかるもの、容易でないものなど、いろいろあるが、十分に検討して対応したい。」との話があり、特に中村さんはお子さんを亡くされた親の心情を切々と訴えた。

同日午後4時、警察庁を訪問したが村井国家公安委員長は不在でしたので、安藤総括審議官及び安田被害者対策室長にお会いし、国家公安委員長へ決議文をお渡ししていただくようお願いした。本年1月7日に、決議文は要望書とともに村井国家公安委員長に渡され、警視庁および府県警に送付された由である。積極的に受け止めていただいた。

# 決議文

## 1. 捜査情報と捜査記録の開示

犯罪被害者は、事件の当事者として加害者と犯罪事実の詳細について特別の関心を持つことは当然であり、犯罪被害者がそれらについての「知る権利」を有していることは、今日、世界的に広く認められているところである。

この知る権利は、捜査公判を通じて保障されるべきでもので、2000年5月の法制定によって公判記録の閲覧謄写が認められたことは前進ではある。しかし、公判記録は捜査記録の一部に過ぎず、法廷に現れない捜査記録の中には、犯罪被害者の知りたい情報が多く含まれている。

さらに、加害者死亡事件、精神障害者の不起訴事件、長期未解決事件などにおいては、起訴すれば当然閲覧謄写できる捜査記録も見ることができないという不公平を生じている。

そこで、捜査、公判に支障をきたし、または悪用される恐れがある場合を除き、犯罪被害者に、捜査情報の提供を受け、捜査記録の閲覧謄写する権利を認めることが要望する。

## 2. 刑事司法への参加

わが国においては、「刑事司法は公秩序維持のためにあるのであって、犯罪被害者のためにあるのではない」として、事件の当事者であり最大の利害関係者である犯罪被害者を刑事司法手続きから排除している。これは被害者感情を無視するばかりではなく、事案の真相究明をも遠ざからせ、犯罪被害者の刑事司法に対する不信を増大させている。

刑事司法は、公益のためだけでなく犯罪被害者のためにも存在するという原則を確立するとともに、刑事司法手続きのなかで、犯罪被害者に一定の地位を認め、これに参加する権利を認めることを要望する。

当会は、司法改革審議会に対して、上記要望を伝えてきたのであるが、同審議会が従来の制度を踏襲していることは、甚だ遺憾なことといわざるを得ない。

## 3. 附帯私訴

現行司法制度は、刑事と民事の手続を峻別しており、刑事訴訟手続のなかで犯罪被害者の民事的救済を図ることができない。諸外国においては、附帯私訴や弁償命令制度などによって刑事手続きの中で犯罪被害者の損害回復を図っている例が多い。わが国においても、かつて存在していた附帯私訴制度を復活し、犯罪被害者の損害回復を容易にすることを要望する。

## 4. 当面の運用

犯罪被害者が司法制度に参加するための法改正を強く望むものであるが、現行法下でも運用で改善できるものもある。次の5項目について、速やかに改善するよう要

望する。

- (1) 捜査を担当する検察官および公判を担当する検察官は、犯罪被害者らから直接事情を聴取すること
- (2) 検察官は、不起訴の処分および求刑の前に、犯罪被害者の意見を聴取すること
- (3) 起訴状・冒頭陳述書・証拠等関係カード・論告要旨・弁論要旨・判決書・上訴申立書・同趣意書を犯罪被害者に送達すること
- (4) 公判期日指定については、犯罪被害者の意見を事前に聴取すること
- (5) 法廷のバーの中に犯罪被害者席を設けること

## 5. 公費弁護士代理人

刑事被告人には国選弁護人が付けられているが、司法制度に不慣れな犯罪被害者に対しても公的費用による弁護士の援助が必要である。法律扶助協会による扶助が始まったとはいえ、まだ不十分であり、公費により弁護士代理人を付する制度の創設を要望する。

## 6. 精神障害者の犯罪

精神障害者の犯罪については、不起訴処分や無罪判決がなされると、加害者に対する処遇は、司法の手を離れて、すべて医療機関に任されている。これは医療関係者の負担も大きくするのみならず、司法が関与しないことについて国民の不満、不安が高まっている。そこで、精神障害者の犯罪についても、諸外国の例にみるように、

- (1) 司法が関与すること
- (2) 特別の国立の司法医療施設を設置すること、
- (3) 施設出所後も、投薬その他について司法、医療が協力して長期的に観察関与すること
- (4) 処遇の決定、処遇の状況について犯罪被害者に情報を提供することを要望する。

## 7. 長期末解決事件

犯罪について長期末解決事件が増大している。このため犯罪被害者の不安は大きく、日常生活に支障を来している。捜査当局においては、加害者の検挙に全力を尽くすとともに、犯罪被害者の不安を除去するべく努めるよう要望する。

以上のとおり決議する。

2001年11月18日  
全国犯罪被害者の会（あすの会）

# 規約

## (名称)

第1条 本会は、全国犯罪被害者の会 (National Association of Crime Victims and Surviving Families) という。  
2 本会の通称名を「あすの会」とする。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都23区内に置く。

## (定義)

第3条 犯罪被害者（以下被害者という）とは、次の者をいう。  
1. 犯罪により生命を失った者の遺族  
2. 犯罪により身体に被害を受けた者  
3. 上記1. 2の近親者

## (目的)

第4条 本会は、以下の事項を目的とする。

1. 被害者の権利の確立
2. 被害の回復制度の確立
3. 被害者および近親者に対する支援
4. 被害者問題についての啓発活動
5. その他前4号に関する事項

## (会員)

第5条 本会の会員は、被害者とする。

## (入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、代表幹事の承認を得なければならない。

## (除名)

第7条 会員が次号のいずれかに該当するときは、幹事会において3分の2以上の賛同を得て、除名出来る。

1. この規約に違反したとき
2. 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に違反する行為をしたとき

## (役員)

第8条 本会は、役員として、幹事および会計監査を若干名置き、幹事のうちの1名を代表幹事とする。

## (役員の選任)

第9条 役員は、総会に置いて会員のなかから選任する。

- 2 代表幹事は、幹事の互選により選任する
- 3 幹事と会計監査は兼任できない。

## (役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任することが出来る。

- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## (顧問)

第11条 本会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、隨時意見を述べることができる。

## (総会)

- 第12条** 総会は、会員をもって構成し、年一回開催する。  
(総会の招集)
- 第13条** 総会は、代表幹事が招集する。  
(総会の議長)
- 第14条** 総会の議長は、代表幹事又は代表幹事が指名した者が就任する。  
2 代表幹事に事故ある場合は、幹事の互選により議長を選出する。  
(総会の議決)
- 第15条** 総会の議事は、この会則に規定する者のか、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。  
(総会の議事録)
- 第16条** 総会の議事については、議事録を作成する。  
(幹事会の構成)
- 第17条** 幹事会は、幹事をもって構成する。  
2 会計監査は、幹事会に出席して意見を述べることができる。  
(幹事の職務)
- 第18条** 代表幹事は、本会を代表し、その業務を統括する。  
2 幹事は、幹事会の構成員として、法令、規約及び総会の議決に基づき、本会の業務の執行を決定する。  
(幹事会の議決事項)
- 第19条** 幹事会はこの規約に定めるもののか、次の事項を議決する。
1. 総会が議決した事項の執行に関する事項
  2. 総会に付議すべき事項
  3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (幹事会の開催)
- 第20条** 幹事会は代表幹事が必要に応じて開催する。  
(幹事会の議事)
- 第21条** 幹事会の議長は代表幹事がこれにあたる。  
2 幹事会においては幹事の現在数の過半数の出席がなければ開会する事が出来ない。  
3 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決する。  
4 幹事会の議事については、議事録を作成する。  
(財務)
- 第22条** 本会の財務は寄付金による  
(会計監査)
- 第23条** 会計監査は、財産状況を監査する。  
(事務局)
- 第24条** 本会の事務を処理するため、事務局を置く。  
(内規)
- 第25条** この規約に定めるもののか、本会の運営に必要な事項は、幹事会で定める。  
(付則)
- (発効)
- 第1条** 本規約は2001年11月18日より発効する。  
(役員任期)
- 第2条** 2001年11月18日に選任された役員の任期は、2002年1月22日までとする。

## 参加者の声

### 第三回シンポジウムアンケート抜粋

- 警察捜査で批判されるべき部分、支援員の活動で評価されるべき部分等、非常に参考になりました。多くの警察官に伝えたいと考えています。(警察官)
- 司法判決が下っただけで、被害者的心は癒されるのか、犯人がつかまり、裁判が終結したというだけで、事件がおわるわけではないことを肝に銘じなければならぬと思います。
- 三姉妹の経験談、警察の対応について、信じられないというのが実感です。警察官としての17年間、何度か事件被害者、その遺族と接していますが、そういうことはないと自信を持っていました。残念でなりません。  
この会の活動を全国に拡げて頂くよう、お願いします。(警察官)
- どの方の体験談も胸に迫りました。被害者とその遺族の方に対する警察と司法の対応については、驚きと怒りを禁じ得ません。被害者の実態をよりよく知ってもらうために、今回上映ビデオの図書館への設置普及、本や雑誌の記事等の推薦、紹介を会の活動の一環となさってはいかがでしょうか。
- 不勉強の為もありますが、専門的すぎて理解の難しい議論もありました。専門家の方々にもわかりやすくお話しいただけると良かったと思います。
- ビデオも良かったと思います。今後、被害者的人権をどのように回復されるかも、ビデオの中に取り入れられれば、さらに良かったと思います。(都職員)
- 普段、伺えない被害者、司法関係の方、警察関係者の生の声を聞くことができ、大変勉強になりました。今後もこういう活動を続けていただきたいとおもいます。
- 遺族達の無念の思いが切々と伝わってきました。凶悪犯罪の絶えない現代社会においては、私自身が被害にあわないとは限らず、他人事とは思えません。権利無き被害の現状は、是非とも改善しなければならないと思いました。
- 被害者本人・当事者でなければ実感できようもないことの数々や、悲哀の深さ、抑えた憤りに、私も嗚咽を通り越し、血や激情が噴火しそうになってしまいました。
- 体験者でなければ分からぬいろいろな形での二次被害がわかりました。確かに春菜ちゃん事件の公判傍聴には何度か行きましたが、被告の“こうなった理由”ばかりが目立ったと思います。

- 被害者の権利を確かなものとするために、これ以上加害者を増やさないような青少年の育成も必要だと思います。
- 実態にあい、かつ具体的で良かったと思います。今後は、検事、裁判の各関係者との話し合いも企画していただきたいと思います。
- あまりにも惨めな被害者の実態を見せつけられた気がします。分科会を行い、各被害に応じて、より踏み込んだ情報交換が行われる場があればよいと思います。
- 被害者の皆さん、苦しい中、お話し下さってありがとうございました。垣添先生のおっしゃった「修復的回復」の意図について、もっとくわしく知りたいと思います。
- 被害者の皆さんの中には、静かな強い叫びを聞いた気がします。社会制度の至らなさが、被害者をさらなる悲しみにさらしている事を改めて知りました。
- 被害者の方々が抱える思いを聞かせて頂き、私たち現場の者として、無駄にならないよう、努力していきたいと思います。三人の娘さんのお話には、恥ずかしい思いをしました。今後、教育を徹底したいと思います。(警察官)
- 各自治体、大学、団体等、様々な場で、本会の活動内容が浸透するようにしなければならないと思います。犯罪被害者支援が国民的ムーブメントになるように願っています。(大学関係者)
- 話の中身が専門的すぎて、あまりよく理解することが出来なかった。不勉強のためもあるが、パネルディスカッションのパネリストの方に、もう少し、わかりやすく話していただけたら良かったと思います。(公務員)
- パネルディスカッションは、テーマが交錯して少々分かりにくい様に感じました。もっとテーマ立てをしっかりして頂けたら、聞きやすく質問も効率的になると思います。(記者)
- 弁護士の方々のお話は私にとって少し難しかったのですが、本村さん等聞きたかった方々のお話を生で聞くことができ、勉強になりました。(学生)

# 活動報告

月 日	活 動	内 容
11月17日	シンポジューム前夜祭	日比谷三井ビル8階社員食堂で、休日にも関わらずビル側の特別のお計らいにより、開催された。会員のみならずボランティア・支援者・マスコミ関係の方々56人が参加して盛大に行われた。山上弁護士の爽やかな楽しい司会で、会員の心境の告白や支援者の激励の言葉など、終始和やかな雰囲気の中で盛り上がり、参加者一同、明日のシンポジュームの成功を誓い、お開きとなった。
11月18日	第三回シンポジューム	別掲のとおり
11月19日	被害者支援フォーラム	岡村代表がパネリストとしてパネルディスカッション『被害者支援の今後の展望』に参加した。
11月30日	第10回駿河大学比較法 研究所公開講演会	岡村代表が『犯罪被害者の現状と課題』のテーマで講演した。
12月1日	関西集会	クレオ大阪西で開催した。別掲「関西集会のお知らせ」参照。
12月15日	関東集会（第4回）	銀座富貴洞で開催した。別掲「関東集会のお知らせ」参照。
12月26日	最高裁判所長官訪問	岡村代表・宮園・松村幹事が訪問し、第三回シンポジューム決議文を手交した。
12月27日	久保井日弁連会長訪問	岡村代表・宮園・本村・内村・猪野・松村幹事および中村聖志氏が訪問し、第三回シンポジューム決議文を手交した。
12月27日	森山法務大臣訪問	岡村代表・宮園・本村・内村・猪野・松村幹事および中村聖志氏が訪問し、第三回シンポジューム決議文を手交した。
12月27日	国家公安委員長訪問	国家公安委員長訪問 岡村代表・宮園・本村・内村・猪野・松村幹事および中村聖志氏が第三回シンポジューム決議文を手交するため訪問したが、村井委員長不在のため安藤警察庁総括審議官に手交した。
1月13日	関西の集会	クレオ大阪西で開催した。別掲「関西集会のお知らせ」参照。
1月19日	関東の集会（第5回）	シニアワーク（飯田橋）で開催し、藤田和之氏（読売新聞記者）に講演していただいた。
1月20日	第19回幹事会	<p>1. 14年度の活動計画</p> <p>①署名活動：法改正を国に訴えるため。</p> <p>②ヨーロッパ調査団の派遣：ヨーロッパ各国の裁判等の現状を視察するため。</p> <p>③あすの会の（地方）支部の設立：名古屋、博多、仙台、広島が現時点での候補地。</p> <p>2. 幹事の改選</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1月23日で任期が切れる幹事の改選を3月9日に臨時総会を開催して実施する。</li> </ul> <p>3. 司法改革推進本部対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事訴訟法の改正等（民事裁判を刑事裁判と一緒に行う等）</li> </ul> <p>4. 会員データベースの作成</p> <p>5. その他</p>

# 関東集会のお知らせ

## 第四回集会を終えて

第四回関東集会は平成13年12月15日(土)銀座6丁目の富貴洞にて午前11時~13時まで開かれました。12月にしては天候にも恵まれ19名の参加がありました。

岡村代表から成功りに終った第3回シンポジウムの報告、長野県から集会初参加の方の自己紹介、今年の各々の反省等があり、13時~17時までは引き継いで忘年会に移りました。ビンゴゲームで豪華商品(?)も出て辛い、悲しい事もしばし忘れ、楽しいひとときを過しました。会員以外の協力者のご参加もあり、収穫の多い集会でした。

## 第五回集会を終えて

第五回集会は平成14年1月19日(土)飯田橋のシニアワークにて20名の参加で開かれました。初参加者3名の方の自己紹介、岡村代表からのあすの会の規約についての説明、決議書を各方面に提出した報告がありました。次に読売新聞記者の藤田和幸さんのお話でメディア界の裏話や、記者としての心情等を聴かせて戴き、とても参考になりました。

これから集会に各メディアの方々に一同に会してもらって話を伺うこともよいのではないかという希望も出ました。関東集会も会を重ねる毎に実り多い集会に成長しているように思いました。

## 次回以降のお知らせ

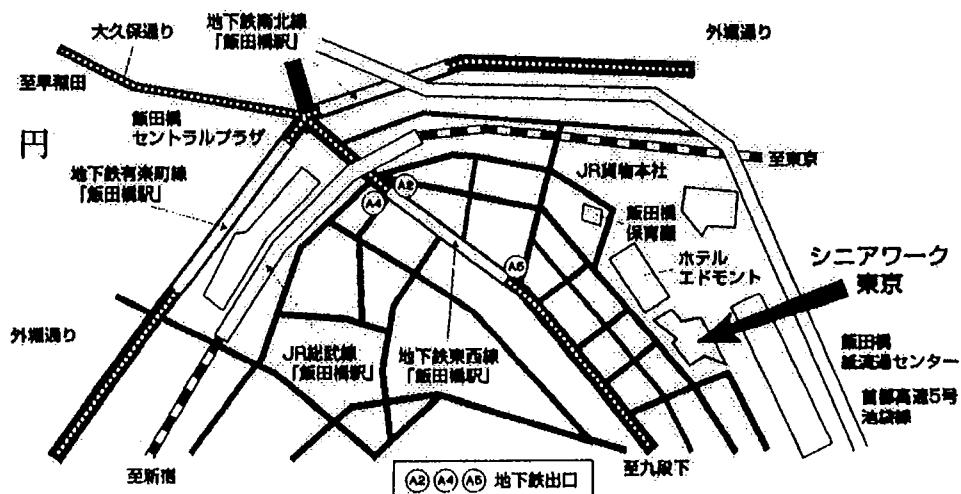
### 第6回関東集会

日 時 2月16日(土) 13時~17時  
場 所 シニアワーク第3セミナー室  
(千代田区飯田橋3-10-3)  
会 費 1000円  
ゲスト 朝日新聞 河原理子さん  
著書:平凡社  
「犯罪被害者」いま人権を考える  
※ 集会後に懇親会を予定しています。

### 第7回関東集会

日 時 4月13日(土) 13時~15時  
場 所 シニアワーク第3セミナー室  
(千代田区飯田橋3-10-3)  
会 費 1000円  
特別企画 隅田川の花見(集会後)

- ☆ 参加者対象は会員およびボランティアです。参加を希望される方は事務局までお申し込みください。
- ☆ 最寄駅: JR飯田橋駅東口、地下鉄飯田橋駅(東西線、有楽町線、南北線)下車徒歩7分



# 関西集会のお知らせ

## 関西集会を終えて

息子が傷害事件に遭い、後遺症で脳に障害を持つ身となってから、あすの会の会員となりました。それまでは親も子も人様にできるだけ迷惑をかけないように気をつけて生活していました。またそれ相応に義務も果たしてきましたが、被害者となり、あまりにも守られない言が多く悲しくなりました。

その中で、自分にもできることをと、考えて支援傍聴にゆくことにしました。

今まで知ることのなかった被害者の現実が色々と解ってきました。

先日も、支援傍聴に行きました、被告人の証人尋問のとき、被告人は自分の裁判に関係する書類は自分で書く力を持っておられるのですが、弁護士の質問で、被害者や遺族のかたに対する気持ちを、との質問には答えがなく、裁判長の優しい声での質問にも返事が出るまでの、無言の時間の長い事。

その反面、自分の疑問は聞くことができる。都合によって権利を使い分けしている様子を傍聴していて、これで本当に被告人の罪がどのように理解され、考えられて、判決が下されるのか、また、これから先被告人が生きてゆく中で自分の罪をどのようにして償いされるのか、疑問を感じました。

突然に命を奪われた被害者と家族に比べて、被告人は生きることができ、その人の考え方でやり直すこともできます。しかし、傷ついた身や、失われた命はもう元通りになることがない。

被害に遭って初めて被害者の権利のない現実を知り、事件のない日は無く、また理由のわからない事件が多くなってきた今、裁判の中でもこの被害者のおかれている現実の立場を考えてもらえるようになってほしいと、傍聴に行くたびに強く思います。

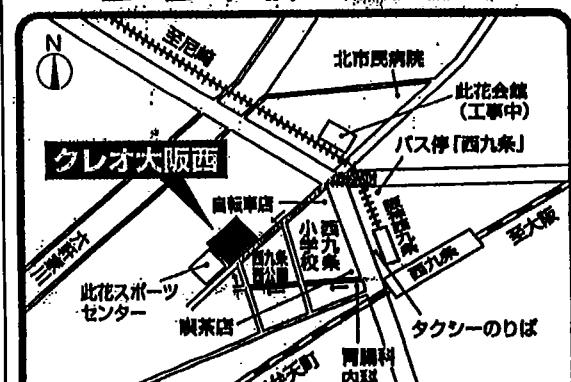
(大阪、K. I.)

## 次回以降のお知らせ

日時：2月10日（土）、3月3日（土）、  
4月14日（土）  
時間共通 9：30～17：00

場所：クレオ大阪西  
大阪市此花区西九条6-1-20  
TEL:06-6460-7800  
・JR「西九条」下車徒歩3分  
・市バス「西九条」下車徒歩2分/大阪駅前  
から特79番「北港2丁目」行、幹線79番  
「西島車庫前」行、特59番「北港ヨットハーバー」  
行、野田阪神駅前から幹線77番「西島車庫  
前」行、特81番「舞洲スポーツアーランド」行

## クレオ大阪西



〒554-0012 大阪市此花区西九条6-1-20

☎ (06) 6460-7800

FAX (06) 6460-9630

## 運営の基本

### 【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

### 【ボランティア】

現在ボランティアの募集は行っておりません。登録をされた方には、必要に応じて各種応援をしていただきます。

### 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

## 会 計

当会は、会費を徴収しておりません。郵便・通信料等の諸経費等の運営費用は、発足以来支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただいた方には、厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

郵便振替口座は下記の通りです。

口座番号：00170-6-100069  
加入者名：犯罪被害者の会

## 法廷付き添い

### 事件を思い出す裁判傍聴に 私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

## 無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行ってています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあった方、およびそのご家族でお困りの方はお気軽に電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00

□ 03-5319-1773



## あとがき

2002年も既に1ヶ月が過ぎ、昨年第3回シンポジウム・総会から2ヶ月が経ちました。この間、総会で承認していただいた決議文を日弁連、法務省、国家公安委員会に提出し、私たちの活動を一歩ずつ前進させてまいりました。

小泉総理の下、行政改革を進めているものの、政情の混乱があつたり、「痛みを伴う」改革であるという発言から、私たちの気持ちの中には、将来の不安の方が先行してしまい、経済が低迷を続けていると考えています。

このような社会情勢の中で、私たち犯罪被害者の権利の確立や被害の回復制度の確立が後回しになってしまってはいけないと危惧しています。この目的の達成のため、今年は外国の事例調査や署名活動を計画していますので、皆さまのご支援・ご協力・ご鞭撻をお願い申し上げます。